

# 昭和女子大学学則

## 第1章 総 則

**第1条** 本学は、建学の精神に則り、高等教育機関として、また、学術文化の研究機関としての使命に鑑み、善を尚び美を愛し真を究めて、文化の創造と人類の福祉に貢献する女性を育成することを目的とする。

2 本学は各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表アのとおり定める。

**第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の方法、結果の検証及び公表等に関する規程は、別に定める。

**第3条** 本学は、昭和女子大学と称する。

**第4条** 本学は、東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号に設置する。

**第5条** 本学は、次の学部及び学科を設け、修業年限を4年とし、最長在学年限は6年とする。

### 人間文化学部

日本語日本文学科

英語コミュニケーション学科

歴史文化学科

国際学科

### グローバルビジネス学部

ビジネスデザイン学科

### 人間社会学部

心理学科

福祉社会学科

現代教養学科

初等教育学科

### 生活科学部

環境デザイン学科

健康デザイン学科

管理栄養学科

**第6条** 各学部及び各学科の入学定員並びに収容定員は、次の表のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員
人間文化学部	425名	1700名

日本語日本文学科	100名	400名
英語コミュニケーション学科	160名	640名
歴史文化学科	85名	340名
国際学科	80名	320名
グローバルビジネス学部	100名	400名
ビジネスデザイン学科	100名	400名
人間社会学部	335名	1340名
心理学科	75名	300名
福祉社会学科	60名	240名
現代教養学科	80名	320名
初等教育学科	120名	480名
生活科学部	307名	1238名
（3年次編入学定員）	5名	
環境デザイン学科	160名	640名
健康デザイン学科	75名	310名
（3年次編入学定員）	5名	
管理栄養学科	72名	288名

## 第2章 教育課程

第7条 各学部及び各学科の授業科目を、必修及び選択に分ける。

第8条 各学部及び各学科の授業科目並びに単位数は、別表（1）のとおりとする。

## 第3章 履修、卒業及び学位

第9条 学生は、学期毎にその学期に履修する授業科目を定めて学長の許可を得なければならぬ。また、これを変更する場合も同様とする。

第10条 学生が、各学期に履修科目として登録する単位数については、別に定める。

第11条 履修授業科目の単位修得の認定は、出席時数、平常成績及び期末試験の総合成績による。成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格点とする。

第12条 疾病その他、やむを得ない事情のため期末試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことがある。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (5) 第1号から第4号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用して行うことがある。

3 第1項の授業は、第13章に定める公開講座として開講することがある。

**第14条** 本学を卒業するには、学生は4年以上在学し、第8条別表(1)に定めた授業科目につき、各学科共通科目から44単位以上(教養科目36単位以上、外国語科目8単位以上)、専門教育科目は76単位以上、文化講座4単位、その他学科の定める修得要件を含み計128単位以上修得しなければならない。ただし、生活科学部健康デザイン学科、管理栄養学科の専門教育科目の履修方法は、別に定める。

2 本学において教育上有益と認めるときは、他大学又は他短期大学とあらかじめ協議のうえ、当該大学又は当該短期大学における授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により修得した単位並びに短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目とみなし、60単位を超えない範囲で本学において修得したものと認定することができる。

4 本学において教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学において修得したものとみなすことができる。

5 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第3項により認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6 卒業要件として修得すべき128単位のうち、第13条第2項に定める多様なメディアを利用して行う授業により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

7 第3項及び第5項の適用者の修業年限は、短縮できないものとする。

8 大学入学資格を有する者が、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学したときは、その修得単位数に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で、在学期間として認定することがある。

9 学校教育法第89条に規定する早期卒業の認定については、別に定める。

**第15条** 教育職員免許状の授与の所要資格を取得しようとする者は、第14条の規定に

よるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 各学科において取得できる免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

学 科	免許状の種類	免許教科	免許状の種類	免許教科
日本語日本文学科	中学校教諭 一種免許状	国語	高等学校教諭 一種免許状	国語 書道
英語コミュニケーション学科	同 上	外国語(英語)	同 上	外国語(英語)
歴史文化学科	同 上	社会	同 上	地理歴史
国際学科	同 上	外国語(英語)	同 上	外国語(英語)
心理学科	—	—	同 上	公民
福祉社会学科	—	—	同 上	福祉
現代教養学科	中学校教諭 一種免許状	社会 外国語(英語)	同上	公民 外国語(英語)
初等教育学科	幼稚園教諭一種免許状		小学校教諭第一種免許状	
環境デザイン学科	中学校教諭 一種免許状	家庭	高等学校教諭 一種免許状	家庭
健康デザイン学科	同 上	家庭 理科 保健体育	同 上	家庭 理科 保健体育
		栄養教諭二種		
管理栄養学科	栄養教諭一種			

**第16条** 福祉社会学科の学生で社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。授業科目の履修条件は、別に定める。

2 福祉社会学科の学生で精神保健福祉士の資格を取得しようとする者は第14条の規定によるほか、精神保健福祉士法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

3 福祉社会学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。

**第17条** 初等教育学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。

**第18条** 環境デザイン学科の学生で1、2級建築士、インテリアプランナー、木造建築士及び設備士の受験資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、別に定め

る授業科目の単位を修得しなければならない。なお、1級建築士、インテリアプランナー及び設備士を受験するには、定められた実務経験が必要となる。

2 環境デザイン学科の学生で1級衣料管理士の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、衣料管理士認定規定に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

**第19条** 健康デザイン学科の学生で栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

2 管理栄養学科の学生で栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

3 前項に定める要件を満たした者は、管理栄養士国家試験の受験資格を得ることができる。

**第20条** 学芸員の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、博物館法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。ただし、第8条別表(1)教育課程中博物館学関係科目は、第14条の専門教育科目の単位に含むものとする。

**第21条** 図書館司書の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、図書館法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

**第22条** 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、教育職員免許状の授与の所要資格を取得したうえで、第14条の規定によるほか、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

**第23条** 第14条の規定による所要単位数を修得した者の卒業については、学長が認定する。また、昭和女子大学短期大学部を卒業後、同短期大学部専攻科のうち大学評価・学位授与機構が認定した専攻科を修了し、かつ学位申請に必要なすべての単位を本学で修得して大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者については、学長が本学を卒業したものとみなすことができる。

2 卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

3 学位の授与区分は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	学 位
人間文化学部	日本語日本文学科・英語コミュニケーション学科・歴史文化学科	学士(人間文化学)
	国際学科	学士(国際学)
グローバルビジネス学部	ビジネスデザイン学科	学士(経営学)

人間社会学部	心理学科・福祉社会学科 現代教養学科	学士(人間社会学)
	初等教育学科	学士(教育学)
生活科学部	環境デザイン学科 健康デザイン学科 管理栄養学科	学士(生活科学)

4 学位授与に必要な事項は、昭和女子大学学位規則に定める。

## 第4章 学年、学期及び休業日

**第24条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第25条** 学年を分けて次の2学期とし、各学期の授業期間は原則として15週にわたるものとする。

前期 / 4月1日から9月30日まで

後期 / 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は各学期の授業期間を変更することができる。

**第26条** 休業日を次のとおり定める。ただし、学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 5月2日

(4) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月8日まで

(6) 春季休業日 3月11日から3月31日まで

## 第5章 入学の時期、入学、退学、休学、復学、転学及び除籍

**第27条** 入学の時期は、学期の始めとする。

**第28条** 入学を許可される者は、女子にして次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者で、18歳に達したもの
- (7) 本学において、個別の学力審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの（飛び入学）
- (9) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(編入学)
- (10) 短期大学を卒業した者（編入学）
- (11) 学士の学位を有する者（学士入学）
- (12) 第9号から11号の入学志願者については、定員に余裕のある場合に選考のうえ入学させる。

**第29条** 入学志願者は、次の書類に別表（2）に定める入学検定料を添えて申し込むものとする。

- (1) 入学志願書
- (2) 出身学校長の発行する調査書
- (3) 最近の写真(本学所定の大きさ)

**第30条** 入学を許可される者は、本学の建学の精神に則って指導を受けることを志した者の中で身体健康、品行方正にして本学の実施する入学試験に合格し学長が決定した者とする。

**第31条** 入学を許可された者は、保証人連署の保証書並びに誓約書に、別表（2）に定める入学金を添えて提出しなければならない。

**第32条** 保証人は、父母またはこれに代わる独立の生計を営む成年者で、学生の監督の責任に任じ得る者とする。

**第33条** 保証人が死亡又は他の理由で責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を選定して直ちに届け出なければならない。

**第34条** 保証人の住居又は身分に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

**第35条** 退学したい者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

**第36条** 疾病その他やむを得ない理由で、休学を希望する者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1か年以内とする。ただし、やむを得ない事情のある者については、休学の継続を許可することがある。

**第37条** 休学期間は、在学年数に通算しない。

2 休学者は、学期の始めに復学することができる。

**第38条** 学生が疾病その他の理由により修学することが適当でないと認めるときは、学

長が休学を命ずる。

**第39条** 国内外の大学又は短期大学において学修することを願い出たときは、審査のうえ、学長が留学を許可することがある。

2 留学に関する取扱いは、別に定める。

**第40条** 学生が他の学科に転じることを願い出たときは、選考のうえ、学長が転科を許可することがある。

**第41条** 本学に転入学を希望する者がある場合は、学生定員に余裕のあるときに、選考のうえ、学長が相当学年に転入学を許可することがある。

**第42条** 正当な理由で退学した者が再入学を願い出たときは、学期の始めに限り選考のうえ学長が再入学を許可することがある。

**第43条** 再入学、転入学、学士入学若しくは編入学又は転科した者については、既に専修学校専門課程、短期大学又は大学等において修得した単位並びに在学年数の全部又は一部を、本学における授業科目の単位並びに在学年数として学長が認定することができる。

**第44条** 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 在学6年にして卒業できない者
- (2) 学費の滞納が3か月以上におよび、督促を受けても納入しない者
- (3) 正当な理由なく、無届で3か月以上連続欠席した者

## 第6章 賞 罰

**第45条** 本学学生で学業優秀又は善行・美事をなした者を賞することがある。

**第46条** 本学の学則に背き、又は本学学生の本分にもとる行為があったときは、学長が懲戒する。懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

2 懲戒に関する取扱いは、別に定める。

**第47条** 次の各号のいずれかに該当した者は、退学に処する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 成績不良で成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第7章 授業料、貸給費、実験実習教材費及びその他の費用

**第48条** 学生の納入金は、授業料及びその他とする。

- (1) 各納入金の額は、別表(2)のとおりとする。
- (2) 各納入金は、次の2期に分納する。



前期 / 4月15日まで

後期 / 10月15日まで

(3) 納期に納入できないときは、延納願を提出して許可を得なければならない。

ただし、延納の期限は、所定の納期の翌月末日を超えない範囲とする。

(4) 休学中の授業料等納入金は、当該学期の授業料の半額とする。

(5) 諸資格の取得に必要な実習費等、別表(2)のほかに、納入金を徴収することがある。

**第49条** 学業優秀にして、志操堅固な者には、一定額の学資を給付又は貸与することがある。学資の給付及び貸与に関する規程は、別に定める。

**第50条** 一旦納入した諸料金は、事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学辞退者の授業料等返還に関する手続きについては、別に定める。

## 第8章 教職員組織及び教授会

**第51条** 本学に学長、副学長、学部長及び学科長を置く。

(1) 学長は、全学の校務をつかさどり、教職員を統督する。

(2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、学長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 学部長は、当該学部の部務を統理する。

(4) 学科長は、当該学科の科務を統理する。

2 学長、副学長、学部長及び学科長の任免については、別に定める。

**第52条** 本学に教授、准教授、講師、助教、助手、副手及び事務職員を置く。

**第53条** 各学科に、学生の入学、卒業及び学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

**第53条の2** 各学部に、当該学部に関する事項を審議するため、学部部科長会を置く。

2 学部部科長会に関し必要な事項は、別に定める。

**第53条の3** 全学にわたる教学事項を審議するため、各学部各学科の代表委員によって構成する各種委員会を置く。

2 各種委員会に関し必要な事項は、別に定める。

**第54条** 本学の管理、運営に関する重要事項を審議するため、大学部局長会を置く。

2 大学部局長会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 委託生、外国人留学生及び科目等履修生

**第55条** 委託生、外国人留学生又は科目等履修生として入学を希望する者があるときは、審査のうえ入学又は聴講を許可することがある。

- 第56条** 官公庁、法人の委託により本学に入学を許可した者を委託生とする。
- 第57条** 外国人で本学に入学を許可した者を外国人留学生とする。
- 第58条** 本学の開設する授業科目のうち、1授業科目又は数授業科目を選択履修することを許可した者を科目等履修生とする。
- 第59条** 科目等履修生として許可される者は、第28条に規定する大学入学資格を有する者でなければならない。ただし、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めるときは、この限りでない。
- 2 本学と協定のある国内外の大学又は短期大学で本学が指定したものに在籍する学生については、第28条の規定にかかわらず、学長が科目等履修生として許可することができる。
- 第60条** 科目等履修生は每学期初めに、その学期中に履修する授業科目を定めて学長の許可を得なければならない。また、これを変更するときも同様とする。
- 第61条** 単位を修得した科目等履修生には、単位証明書を交付する。
- 第62条** 科目等履修生の聴講料は、各学期1科目につき登録料10,000円、聴講料20,000円とする。
- 第63条** 委託生、外国人留学生及び科目等履修生で、履修科目の試験を受け、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。
- 第64条** 委託生、外国人留学生及び科目等履修生は、収容定員に余裕のある場合のみ許可する。
- 第65条** 委託生、外国人留学生に対して本章に規定するほか、各章の規定を準用する。ただし、科目等履修生に対し本章以外の規定は準用しない。

## 第10章 図書館

- 第66条** 本学に附属図書館を設ける。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

## 第11章 博物館

- 第67条** 本学に附属博物館を設ける。
- 2 博物館に関する規程は、別に定める。

## 第12章 研究所

- 第68条** 本学に附属研究所を設ける。
- 2 研究所に関する規程は、別に定める。

## 第13章 公開講座、講習会等

第69条 本学の使命に鑑みて、大学教育の普及を図り、社会の向上進歩に寄与するため、公開講座、講習会等を開設する。

2 公開講座、講習会等に関する規程は、別に定める。

## 第14章 教務部、学生部及び学寮

第70条 本学の教育に関する全学的事項の審議及び連絡調整を目的として教務部を設ける。

2 教務部に関する規程は、別に定める。

第71条 学生生活の向上を目的として学生部を設ける。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

第72条 学生の生活支援及び厚生を目的として学寮を設ける。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

## 第15章 その他

第73条 本学則の細則は、別に定める。

附 則 本学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則 本学則は昭和62年4月1日から施行する。

ただし、昭和61年度以前に入学した家政学部生活科学科学生については、第7条(別表)及び第13条の規定は旧学則を適用する。

附 則 本学則は昭和63年4月1日から施行する。

ただし、第5条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成4年度までの期間付き入学定員及び総定員を次の通り定める。

学部・学科・専攻	入学定員	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
		総定員	総定員	総定員	総定員	総定員
文学部	260名	860名	920名	980名	1,040名	1,040名
日本文学科	130名	430名	460名	490名	520名	520名
英米文学科	130名	430名	460名	490名	520名	520名
家政学部	230名	830名	860名	890名	920名	920名
生活美学科	130名	430名	460名	490名	520名	520名
生活科学科	100名	400名	400名	400名	400名	400名
食物学専攻	50名	200名	200名	200名	200名	200名

管理栄養士専攻	50名	200名	200名	200名	200名	200名
---------	-----	------	------	------	------	------

附 則 本学則は平成元年4月1日から施行する。

附 則 本学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則 本学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則 本学則は平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前に入学した学生については、第13条の規定は旧学則を適用する。

附 則 本学則は平成5年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度までの入学定員を次の通り定める。

学部・学科・専攻名	入学定員
文学部	360名
日本文学科	130名
英米文学科	130名
心理学科	40名
日本文化史学科	60名
家政学部	205名
生活美学科	120名
生活科学科	85名
食物学専攻	45名
管理栄養士専攻	40名

附 則 本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度までの入学定員を次の通り定める。

また、平成5年度以前に入学した家政学部の学生については、旧学則を適用する。

学部・学科・専攻名	入学定員
文学部	385名
日本文学科	130名
英米文学科	155名
心理学科	40名
日本文化史学科	60名
家政学部	205名
生活美学科	120名
生活科学科	85名
食物学専攻	45名
管理栄養士専攻	40名

附 則 本学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。(条文の改訂・学納金の改訂)

附 則 本学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度においては、第 6 条に定める収容定員を心理学科 170 名、生活美学科 370 名、生活科学科食物学専攻 185 名、管理栄養士専攻 170 名とする。(条文の整備・学納金の改訂・入学定員及び収容定員の改訂)

附 則 本学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年度においては、第 6 条に定める収容定員を心理学科 180 名、生活環境学科 380 名、生活科学科食物学専攻 190 名、管理栄養士専攻 180 名とする。(条文の整備・学納金の改訂・生活環境学科の名称変更)

附 則 本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの改訂)

附 則 本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から 15 年度までの文学部の入学定員及び収容定員を次のとおり定める。

学部・学科・専攻	平成 1 2 年度		平成 1 3 年度		平成 1 4 年度		平成 1 5 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	407 名	1,592 名	399 名	1,596 名	391 名	1,592 名	383 名	1,580 名
日本文学科	128 名	518 名	121 名	509 名	114 名	493 名	107 名	470 名
英米文学科	154 名	619 名	153 名	617 名	152 名	614 名	151 名	610 名
心理学科	60 名	210 名	60 名	220 名	60 名	230 名	60 名	240 名
日本文化史学科	65 名	245 名	65 名	250 名	65 名	255 名	65 名	260 名

附 則 本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度においては、第 6 条に定める収容定員を生活環境学科 540 名、生活科学科食物学専攻 195 名、生活科学科管理栄養士専攻 220 名とする。

(心理学科教員免許状課程認定に伴う改訂・大学設置基準等改訂に伴う関係条文の改訂・カリキュラムの改訂)

附 則 本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年度においては、第 6 条に定める収容定員を生活環境学科 560 名、生活科学科食物学専攻 190 名、生活科学科管理栄養士専攻 240 名とする。(省庁改編に伴う改訂・助手の名称変更に伴う改訂・学納金の改訂・カリキュラムの改訂)

附 則 第 17 条の 2 は平成 10 年 4 月 1 日に遡って、第 51 条及び第 54 条は平成 13 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附 則 本学則は平成 14 年 1 月 7 日から施行する。(本学短期大学部認定専攻科修了者が大学評価・学位授与機構から学位を授与された時の扱い・入学資格の追加)

附 則 本学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年度においては、第

6条に定める収容定員を生活環境学科 580名、生活科学科食物健康学(食物学)専攻 185名、生活科学科管理栄養士専攻 260名とする。また、平成13年度以前に生活科学科食物学専攻に入学した学生については、本学則各条文の食物健康学専攻の部分食物学専攻と読み替える。第14条1項の規定については、平成14年度以降に入学した学生に適用し、平成13年度以前に入学した学生については、旧学則を適用する。(条文整備、生活科学部生活科学科の専攻名変更に伴う改訂、卒業要件の改訂、カリキュラムの改訂)

附 則 この学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生については、第14条及び別表(2)は新学則を適用し、それ以外は旧学則を適用する。文学部心理学科は平成15年度で募集を停止し、在学生在が卒業するのを待って廃止する。文学部心理学科及び人間社会学部の入学定員及び収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成15年度から平成18年度までは次のとおり定める。

学部・学科・専攻	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部 心理学科	—	180名	—	120名	—	60名	—	—
人間社会学部	170名	170名	170名	340名	170名	510名	170名	680名
心理学科	60名	60名	60名	120名	60名	180名	60名	240名
福祉環境学科	60名	60名	60名	120名	60名	180名	60名	240名
現代教養学科	50名	50名	50名	100名	50名	150名	50名	200名

(条文整備、卒業要件の変更、人間社会学部の設置に伴う改訂、文学部及び文学部各学科の名称変更に伴う改訂、カリキュラムの改訂、納入金項目名の変更)

附 則 この学則は平成16年4月1日から施行する。(カリキュラムの改訂)

附 則 この学則は平成17年4月1日から施行する。(生活科学部生活環境学科および生活科学部生活科学科管理栄養士専攻の入学定員をそれぞれ180名、80名に変更する。)

附 則 この学則は平成16年10月1日から施行する。(飛び入学制度)

附 則 この学則は平成17年4月1日から施行する。(栄養教諭の追加)

附 則 この学則は平成17年4月1日から施行する。(条文整備、学内組織変更による改訂、別科の廃止、カリキュラムの改訂)

附 則 この学則は平成18年4月1日から施行する。人間社会学部初等教育学科の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成18年度50名、平成19年度100名、平成20年度140名とする。なお、3年次編入生は平成18年度より受け入れる。(人間社会学部初等教育学科の開設、保証人に関する規程の変更)

附 則 この学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、人間文化学部の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは次のとおり定める。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日本語日本文学科	410名	420名	430名
英語コミュニケーション学科	610名	620名	630名
歴史文化学科	270名	280名	290名

(人間文化学部収容定員増)

附 則 この学則は平成17年10月1日に遡って施行する。(条文整備)

附 則 この学則は平成19年4月1日から施行する。(学校教育法改正に伴う教員組織の変更、体育実技の単位取扱変更、カリキュラムの改訂)

附 則 第36条は平成19年5月24日から施行する。(休学について)

附 則 この学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、日本語日本文学科、現代教養学科、初等教育学科、生活科学科管理栄養士専攻の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成20年度から平成23年度までは次のとおり定める。また、生活科学科管理栄養士専攻の3年次編入生を平成20年度から受け入れる。初等教育学科3年次編入定員は、平成20年度から設けない。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日本語日本文学科	440名	460名	470名	480名
現代教養学科	230名	260名	290名	320名
初等教育学科	220名	280名	340名	400名
生活科学科 管理栄養士専攻	320名	320名	312名	304名

附 則 この学則は平成20年4月1日から施行する(既修得単位数の項目に転入学を追加することに伴う改定、各学科人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の制定に伴う改定)

附 則 この学則は平成21年4月1日から施行する。生活科学部生活科学科食物健康学専攻は、平成21年度から募集を停止し、在学生がいなくなるのを待って廃止する。別表ア生活科学部生活科学科食物健康学専攻「人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的」は、在学生がいる間適用する。(人間文化学部国際学科の開設、生活科学部健康デザイン学科の開設、人間社会学部福祉環境学科の名称変更、生活科学部生活環境学科の名称変更、生活科学部生活科学科管理栄養士専攻の名称変更、生活科学部生活科学科食物健康学専攻の学生募集停止、各学科人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の追加・変更、国際学科・健康デザイン学科納付金の追加)

附 則 この学則は平成20年7月1日から施行する。(授業期間の変更)

附 則 この学則は平成21年4月1日から施行する。(福祉環境学科の名称変更に伴う修

得単位数の変更、資格関連条文の変更、人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の変更)

- 附 則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条、第 48 条の規定については、平成 20 年 10 月 1 日から施行するものとする。(条文整備)
- 附 則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した学生については、旧学則を適用する。(卒業要件の変更、学校教育法改正に伴う変更、条文の整備)
- 附 則 この学則は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。(再入学に係る既修得単位並びに在学年数の認定に関する変更)
- 附 則 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(英語コミュニケーション学科の人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の変更)
- 附 則 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(休学に関する条文の追加及び条文の整備)
- 附 則 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(図書館法施行規則の改正施行に伴う司書養成課程に係るカリキュラムに関する条文の改定)
- 附 則 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、グローバルビジネス学部の収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは次のとおり定める。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
グローバルビジネス学部			
ビジネスデザイン学科	100名	200名	300名

(グローバルビジネス学部設置に伴う改定)

- 附 則 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する(研究所、講習会の条文追加、図書館、博物館、教務部、学生部及び学寮の条文整備)。
- 附 則 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する(心理学科中学校一種教員免許課程認定取り下げに伴う改訂(第15条)及び、会議体制の変更に伴う関連条文の改訂(第8章))。
- 附 則 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する(学校教育法改正に伴う条文の改定、健康デザイン学科の中学校及び高等学校一種教育職員免許状(保健)課程認定取り下げに伴う改定)。
- 附 則 本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度においては、第 6 条に定める収容定員を日本語日本文学科 460 名、国際学科 290 名、福祉社会学科 270 名、初等教育学科 420 名、管理栄養学科 304 名とする。管理栄養学科 3 年次編入学定員は、平成 28 年度から設けない。(入学定員及び収容定員並びに卒業要件単位数の変更)
- 附 則 この学則は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。(協定校在籍者の科目等履修生資格に関連する条文整備)



別表ア

人間文化学部	日本語日本文学科	英語コミュニケーション学科	歴史文化学科	国際学科
	日本語日本文学科は、日本の言語文化について、日本語学・日本文学・日本語教育の三分野から学ぶことにより、広い視野と豊かな教養を培い、文化的創造及び社会の発展に寄与し得る人材の育成を目的とする。	英語コミュニケーション学科は、英語の運用能力を基礎として、英米文学・文化、英語研究、英語教育、メディアコミュニケーション、ビジネスコミュニケーションの専門的知識を高め、英語を使って、日本のみならず広く国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。	歴史文化学科は、歴史をはじめ、考古、美術、伝統文化、地域文化、および文化財の諸分野にわたり段階的な教育を通して、歴史と文化に対する広い視野と高い識見を備えた人材の育成を目的とする。	国際学科は複文化への深い洞察、また高い実践的な能力を身につけ、複雑化する国際社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。学生は高い言語運用能力、自国の社会・文化への深い理解を基礎として、国際社会の仕組み、多様な社会・文化に対する専門知識をつける。
グローバルビジネス学部	ビジネスデザイン学科			
	ビジネスデザイン学科は、時代のグローバル化ならびに男女共同参画社会へのニーズに応えるとともに女性のライフステージの変化に対応しつつ、ビジネスをデザインできる力を持った、実務的な企業人の育成を目標とする。			
人間社会学部	心理学科	福祉社会学科	現代教養学科	初等教育学科
	心理学科は、「健康な人格の形成と保持に資する心理学の活用」という時代の要求に応え、人の心を幅広く理解する心理学の視点を持ち、現実の問題に実践的に対応できる援助能力を身につけた人材の育成を目的とする。	福祉社会学科は、人間の尊厳を重視した福祉社会の理念を探究する。人権と社会正義の価値を基盤とした対人援助の専門的知識と技術の習得並びに参加と共同による福祉社会の創造に資する人材の育成を目的とする。	現代教養学科は、自身の考えを的確に表現伝達する能力を育成するとともに、時代の要請に応え社会に貢献できる人材を育むことを目標におき、さまざまな角度から物事を把握する力を育て、“生きる力”を身につけた人材の育成を目的とする。	初等教育学科は、基礎教育から専門教育への連続性を踏まえた体系的教育課程を編成・実施し、子どもの望ましい心身の発達と成長を期待し、一人一人の個性や能力を引き出し、その豊かな人格の形成を指導・援助できる人材の育成を目的とする。

生活科学部	環境デザイン学科	健康デザイン学科	管理栄養学科	
	<p>環境デザイン学科は、機能的で美しい建築やインテリアのデザイン、生活プロダクトのデザイン、衣服のデザインなど、私たちの生活空間がいかにあるべきかを考え、どのようにプロデュースするかを理論と技術の両面から学び、総合力を身につけた専門家としての人材の育成を目的とする。</p>	<p>健康デザイン学科は、食を通して、健康の増進と生活の質の向上に資する人材の養成を目的とする。食品・栄養・運動・感覚に関する学術的な根拠に基づいた理論を展開できる能力を育み、社会に貢献する人材を育成する。</p>	<p>管理栄養学科は、医療、福祉、学校等、現場を支える管理栄養士として、社会に貢献する人材の養成を目的とする。人と社会や環境との関わりを学び、人体の構造とその機能に関する深い理解を基に、様々な状況の中で人の栄養に適切に対処できる人材を育成する。</p>	